

第 1 章 総 則

1. 1

目 的

この基準は、水道法、水道法施行令、熊本市水道条例及び熊本市水道条例施行規程に基づいて施行する給水装置工事について、設計から施工、検査までの必要事項を定め、その適正かつ合理的な実施を図ることを目的とする。

1. 2

用語の定義

管理者	熊本市上下水道事業管理者をいう。
局	熊本市上下水道局をいう。
指定工事業者	水道法第 16 条の 2 第 1 項により管理者が指定した指定給水装置工事事業者をいう。
主任技術者	水道法第 25 条の 4 第 1 項により指定工事業者が給水装置工事主任技術者として選任したものをいう。
法	水道法(昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号)をいう。
施行令	水道法施行令(昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号)をいう。
施行規則	水道法施行規則(昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号)をいう。
基準省令	給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成 9 年 3 月 19 日厚生省令第 14 号)をいう。
水道条例	熊本市水道条例(昭和 33 年 10 月 6 日条例第 37 号)をいう。
施行規程	熊本市水道条例施行規程(平成10年8月12日水道局規程第12号)をいう。
施工基準	給水装置工事設計施工基準(本施工基準)をいう。
給水装置	需要者に水を供給するために管理者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(法第3条第9項)
給水管	水道事業者の配水管から個別の需要者に給水するために分岐して設けられた管又はその給水管から取り出して設けられた管をいう。

給水用具	給水管に容易に取り外しの出来ない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいう。
給水装置工事	給水装置の新設、改造、修繕および撤去の工事(条例第2条第3項)をいうが、ここでは調査から工事の施工、竣工検査までの一連の過程全てまたはその一部をいう。
配水管	配水池、配水タンク等から浄水を輸送、分配、供給する機能を持った管の総称で、配水本管（給水管の分岐を行ってはならない口径φ350mm以上の管）と、配水支管（給水管を分岐できる口径φ75mm～φ300mm以下の管）をいう。

1. 3

給水装置の種類

給水装置は、次の2種類とする。

1. 3. 1

専用給水装置

1個の水道メーター（以下「メーター」という。）により、1戸又は1箇所専用するもの。

上記の戸とは、独立家屋又はこれと同等の機能を有するアパートの1室等をいい、箇所とは住居、事務所たるを問わず、独立家屋又は敷地内で生活又は営業上の環境を同じくするもの集まりで、水道使用につき単一明確な代表（責任）者を有するものをいう。

1. 3. 2

私設消火栓

消防用に使用するもの。

<p>1. 4 給水装置工事の 種類</p>	<p>給水装置工事（以下「工事」という。）は次の4種類とする。</p>
<p>1. 4. 1 新設工事</p>	<p>新たに配水管から分岐し給水装置を設ける工事をいう（ただし、給水管から新しく分岐する工事は分岐新設工事（以下「分新」という。）という。）。</p>
<p>1. 4. 2 改造工事</p>	<p>既設の給水装置の一部又は全部を変更する工事及び給水管、給水栓、給水用具等を増減する工事をいう。（メーターの口径を変更をする工事は、口径変更という。また、メーター上流側の管路、口径のいずれかを変更する工事は、配管変更という。）</p>
<p>1. 4. 3 修繕工事</p>	<p>施行規則第13条で定める軽微な変更以外の配管を修繕する工事をいう。</p>
<p>1. 4. 4 撤去工事</p>	<p>不要となった給水装置を撤去する工事をいう。</p>